

給与支払報告書の提出

事業主の方は、従業員の給与支払報告書（個人別明細書）を総括表とともに提出してください。マイナンバー制度の施行に伴い、給与支払報告書を提出する際は、法人番号・個人番号の記載が必要となります。

個人事業主の方が提出する場合は、本人確認が必要となりますので、次の本人確認書類をお持ちください。

○個人事業主本人が提出する場合

	番号確認	身元確認
窓口・郵送	・マイナンバーカード ・個人番号が記載された住民票の写しなど	・マイナンバーカード ・運転免許証 ・旅券（パスポート）など
eLTAX (地方税電子申告システム)	eLTAXによる提出で、マイナンバーカードの電子証明書により個人認証を行う場合は、本人確認書類の添付は不要です。	

○代理人が提出する場合

	代理権の確認	代理人の身元確認	個人事業主の番号確認
窓口・郵送	・委任状（税務代理権限証書）など ※原本	代理人の ・マイナンバーカード ・運転免許証など	本人のマイナンバーカードの写しなど
eLTAX (地方税電子申告システム)	・委任状（税務代理権限証書）のデータなど	代理人に係る署名用電子証明書 およびその署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた提供情報	本人のマイナンバーカードの写しなど ※電子証明書などにより本人確認ができる場合、本人確認資料の添付は不要です。

■提出先 令和8年1月1日現在従業員の住民登録がある市町村

■提出期限 2月2日(月)

※「給与支払報告書（個人別明細書）」「退職所得の特別徴収票」以外の法定調書は、所轄の税務署に提出してください。

【eLTAX（地方税電子申告システム）について】

償却資産の申告や給与支払報告書の提出はeLTAXによる受け付けも行っています。詳しくは右記の二次元コードよりご確認ください。



問合先 税務課 Tel.28-8019

市有地売却のお知らせ

市有地を先着順で販売しています。物件の詳細についてはお問い合わせください。

物件番号	所在地・地番	地 目	地 積		価 格
1	滝の川町西4丁目975-79、-81、-82	宅 地	2,722.94m ²	823.69坪	5,600,000円
2	扇町3丁目49-4		1,753.73m ²	530.50坪	4,300,000円
3	有明町4丁目361-10		689.38m ²	208.53坪	3,100,000円
4	中島町4丁目7-2		285.09m ²	86.23坪	1,280,000円
5	滝の川町東3丁目1120-130		485.95m ²	147.00坪	2,020,000円
6	滝の川町東3丁目1120-185		448.46m ²	135.65坪	1,990,000円

問合先 財政課 Tel.28-8008